

Q. 民法第 458 条の 2 について、保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、主債務者の同意を得ずに、保証人に対して主たる債務の履行状況に関する情報を提供することが可能とあるが、委託を受けていることを何をもって判断すればよいでしょうか？

A. 文書上明らかでなければただちに判断ができないことから、委託を受けていることを明らかにするため、借用証書や保証契約書等において、債務者の委託を受けて保証人となっていることが明らかとなるような記載を行うべきです。

また、情報の開示等に起因するトラブルを防止するため、あらかじめ主債務者に対して、保証人から請求があった場合には、民法 458 条の 2 に基づいて情報を提供する旨説明しておくことが望ましいと思われます。

※民法（抜粋）

（主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務）

第 458 条の 2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。